

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による
原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補
(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」の概要

(平成25年1月30日原子力損害賠償紛争審査会)

- 中間指針策定(平成23年8月)後、食品中の放射性物質の新たな基準値や食品以外の農林産物の暫定許容値等の設定に伴い、新たな品目・区域に対して出荷制限指示等がなされている。
- このため、広範な地域及び産品で買い控え等の被害が確認されており、中間指針に明示された品目・区域に加え、風評被害として認められる類型を以下のとおり追加することとした。
 - 農産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る) = 岩手、宮城
 - 茶 = 宮城、東京
 - 林産物(食用に限る) = 青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、
広島※広島はしいたけに限る
 - 牛乳・乳製品 = 岩手、宮城、群馬
 - 水産物(食用及び餌料用に限る) = 北海道、青森、岩手、宮城
 - 家畜の飼料及び薪・木炭 = 岩手、宮城、栃木
 - 家畜排せつ物を原料とする堆肥 = 岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

備考

- 上記以外でも、出荷制限指示等の対象品目と同一の品目については、一定の地理的範囲において買い控え等が生じている場合は賠償すべき。
- 有機農産物など、安全等の価値を付した産品は、通常より広範な地域で買い控え等の風評被害を受ける場合もあることに留意すべき。
- 検査費用の対象は、中間指針で「取引先の要求等によって実施を余儀なくされた」ものとしているが、これは、必ずしも書面での要求に限らず、客観的に実施せざるを得なかった検査も含む。